

岩手県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者				居宅介護事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社仙台調剤	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	宮城県仙台市泉区泉中央三丁目29番7号	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目7番地の1	千厩調剤薬局	一関市千厩町千厩字草井沢43番地1	平成25年3月1日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者				介護予防事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社仙台調剤	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	宮城県仙台市泉区泉中央三丁目29番7号	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目7番地の1	千厩調剤薬局	一関市千厩町千厩字草井沢43番地1	平成25年3月1日